

平成30年度 第1回草津市環境審議会 議事録（概要）

■日時：

平成30年11月28日（水）9時00分～13時00分

■場所：

草津市役所行政委員会室

■出席委員：

会長	小林 圭介（学識経験のある者）
副会長	山田 淳（学識経験のある者）
学識経験のある者	小笠原 好彦 横田 岳人
産業を代表する者	高田 浩之 中川 智 竹村 雅嗣 森 毅
市民を代表する者	伊藤 かがり 木村 葉子 土佐 洋志 原田 聖明

■欠席委員：

学識経験のある者	大林 道範 壽崎 かすみ 樋口 能士 山川 正信
産業を代表する者	磯貝 佳則 横江 元康
市民を代表する者	松村 幸子
関係行政機関の職員	中島 有希子

■事務局：

環境経済部長	松下 正寿
環境経済部副部長	藤田 雅也
環境政策課長	小川 晃
環境政策課課長補佐	西谷 博子
環境政策課	柴野 明子 三谷 真也 中村 美友
資源循環推進課	上西 淳
くさつエコスタイルプラザ	津田 久美子
農林水産課	三浦 絵美
上下水道施設課	奥野 貫 古田 実那
公園緑地課	藤崎 篤
都市計画課	欠席

■傍聴者：

0名

■議題等：

1. 第2次草津市草津市環境基本計画の進捗状況について

2. 草津市自然環境保全地区の追加指定について
保護樹木の指定解除について
 - ・市長からの諮問
 - ・現地視察
 - ・審議

3. その他
 - ・次回審議会について

1. 開会、環境経済部部長 挨拶

2. 委員紹介、事務局自己紹介

3. 議事概要

(1) 会長、副会長の選出

会長：小林圭介委員、副会長：山田淳委員、職務代理者：山川正信委員

※草津市環境審議会規則第4条第2項に基づき、委員の互選により会長および副会長を選出。草津市環境審議会規則第4条第5項に基づき、会長が職務代理者を指名。

(2) <報告事項第>

第2次草津市環境基本計画の進捗状況について 資料①～③

【事務局】

<資料①、②、③について説明>

【委員】

うるおい豊かな環境づくり、歴史景観の観点で草津宿本陣前通りの電柱の地中化について、観光地でもあり、早急に実施し、きれいな街並みにしていただきたい。

【事務局】

現在、本陣前通りについては、景観の重点地区として進めさせていただいているところであり、地元や関係各所との調整を図りながら、歴史的景観を守っていこうと計画を進めている。

【委員】

資料②の「環境学習の機会が増える」について、前年度に比べて約1割減っているが、おそらく各まちづくりセンターの指定管理移行が要因となっているように思う。

指定管理になって、市の直接事業ではなくなったものの、環境学習に関しては実際講座等をされていると思うので、その件数も入れるべきである。

資料②「資源循環型社会の構築」について、平成32年度の目標を既に達成しているが、年度ごとの目標を再設定するなどして、ごみをもっと減らすためのメッセージを発信するべきである。

【委員】

資料③「草津川跡地公園の来園者数」が区間2と5でこれはd e 愛ひろばと a i 彩ひろばで50万人の差があるのはなにか。

【事務局】

d e 愛ひろばについては、中心市街地にあり整備も完全に完了しているが、a i 彩ひろばについては、整備の途中ということもあり来園者数に差が出ている。

【委員】

資料②「低炭素社会への転換」の「愛する地球のために約束する協定者数」について、協定開始当時とほとんど内容が変わっておらず、事業の意識低下が感じられる。例えば、表彰制度を導入するなどして、各企業の実績に対して報告をもらい評価するなどして、協定を結ぶ企業に魅力を感じていただける制度にされてはどうか。

【事務局】

残念ながら目標には達していない状況で、この事業がマンネリ化しているところもある。今年度は「くさつエコスタイルプラザ」ができたこともあり、この協定については見直しを行っていく。

また、今後、より一層協定者の方がメリットを感じていただけるような表彰制度についても考えていきたい。

【委員】

資料②、③について、当初の目標を達成できた項目があるのであれば、内容を絞るなどして重点項目に濃淡をつけて進めていくとよいのではないか。

【委員】

草津市の良好な環境保全条例に基づく、特定工場等と環境保全に関する協定を締結していると思うが、愛する地球のために約束する協定締結者は同じか。

違った場合はどちらかの協定を締結する場合にもう一方の協定をセットにすると、目標達成に近づくのではないか。

【事務局】

環境保全に関する協定締結者は公害に関係する事業所となり、愛する地球のために約束する協定締結者は基本的には違うが、委員が仰った形で協力できるような形で進められないか検討をしていきたい。

【委員】

環境学習の場がたくさんできているのはいいことで、特に「くさつエコスタイルプラザ」もできて、環境教育も盛んになっていくと感じているが、施設から遠く離れた場所に住んでいる者や、高齢者などなかなか施設に行けない者の受け皿が「各まちづくりセンター」である。

資料③で「地域まちづくりセンター講座での啓発」が廃止となっているが、市民としては、地域で何もされていないと感じてしまうので、行政からの働きかけなどを行っていただき、環境教育に興味を持ってもらえるような啓発等を行ってほしい。

【事務局】

「くさつエコスタイルプラザ」は馬場町と市郊外にあり、ご来場いただくのは難しいか

とは感じている。

「くさつエコスタイルプラザ」の環境教育の考え方としては、どこかの場所を拠点とするのではなく、あくまで地域で自主的な環境学習の取組が広がるような形で進めており、様々な環境学習プログラムの提案や教材の貸し出し等に力を入れて、地域で環境学習の機会が増えるような事業を進めていきたいと考えている。

【委員】

この計画すべてが達成できれば素晴らしいことだが、実際市民と協働で進めていくとなる時に、どれだけ市民の方がこの計画を知っているかという点、まだまだ知らない方が多い。もう少し市民へのPRを積極的に進めてはどうか。

【委員】

資料②「低炭素社会への転換」について、地球温暖化対策に取り組む市民の割合について、目標の単位がパーセントで表示されているが、分母がわからない。平成32年度の目標75パーセントに対して平成29年度の実績が31パーセントと半分以下となっている。改善・課題策に「広く温暖化防止活動への協力を呼びかける」とあるが、これだけで目標を達成することは難しいのではないかと懸念している。

【委員】

昨今、共同化・広域化というキーワードが広がっており、近隣の自治体と協力などし、草津市の経験を周辺の自治体へも広げて行ってほしい。

(3) <審議事項>

自然環境保全地区の指定および保護樹木の指定解除について

参考資料④、⑤

◆市長諮問

- ・自然環境保全地区の新規指定について
- ・保護樹木の指定解除について

◆現地視察

(自然環境保全地区候補地および保護樹木指定解除予定地：南山田町 大宮若松神社)
(※保護樹木指定解除予定地 西矢倉 正光寺については、現地見学なし)

【事務局】

<資料④、⑤について説明>

【委員】

この神社については、3つの町内会が管理されているとのことだが、今後、保全地区の

指定をした場合、どこが管理するのか。

また、補助金はどのような形で出されるのか。

【事務局】

当該神社については、3つの町内会で作られた奉賛会にて管理されている。奉賛会の長については、3つの町内会が輪番で回されている。

補助金については、要綱に基づき指定場所の面積が3,000㎡以下で、10円/㎡、3,000㎡超で5円/㎡、5,000㎡超で、3円/㎡となる。

【委員】

諮問の答申に関して、下層植生をできるだけ維持してほしい等の条件を付すことはできるのか。

【事務局】

附帯事項として付することはできる。

【委員】

自然環境保全地区指定予定先については、神社ということもあり子どもの遊び場になっている。この神社は特に非常に貴重な低木等があるので、利用制限をするなり、通行路を絞るなりそのような条件を付けることはできるか。

【委員】

常緑広葉樹林下の下層植生を豊かな状態で維持できるよう配慮されたい。

【委員】

神社ということもあり、不特定多数の方が多く参拝に来られる。それに制限をかけるということは難しい。ただ、下層植物の保全に気を付けてもらうことはできるのではないか。

【事務局】

市で「環境アドバイザー」を委嘱しており、自然環境保全地区の保全についてのアドバイスを定期的に行っている。そういう事業を利用しながら地域の方に保全地区の環境保全について、アドバイスを行うことは可能である。

【委員】

自然環境保全地区については、下層植物の保全という意味を込めて、「指定された保護樹林の林床の保全に努められたい」という附帯意見を付けることとする。

【委員】

自然環境保全地区の新規指定地と同じ、大宮若松神社の保護樹木である「イロハモミジ」の指定解除については、台風21号の影響により、株基からぱっきりと折れているので、どうしようもない状態であり、解除は妥当である。

【委員】

西矢倉にある正光寺の保護樹木である「ムクロジ」の解除について、今回の解除理由は草津市の良好な環境保全条例施行規則第15条第1項の「保護樹木は、健全であり、か

つ、学術的または歴史的に意義がある樹木」というところの「健全」ではない状態となったため解除をしようとしているのか。

【事務局】

そうである。台風21号の影響により管理者としては近隣への影響も考慮され枝葉を伐採され、「健全」ではない状態になったと判断している。

【委員】

台風の影響で枝葉を伐採されたということだが、今後また指定当時の「健全」な樹形に戻る可能性はあると思うが、今この状態で指定解除とするのは時期尚早ではないか。

【委員】

大宮若松神社の「イロハモミジ」のように根元から折れているわけではなく、幹は保たれている様子で、樹木としては「健全」な状態ではないか。

【委員】

保護樹木として健全性を失われたということだが、健全とは何なのか。

「イロハモミジ」のように倒木してしまって、もう木として「健全」でなくなった場合は誰もが認めるが、「ムクロジ」については、だれが見ても「健全」でない状態ではない。今後回復するかもしれない状況で「健全」ではないという判断はできない。

【委員】

何をもち「健全」かどうかの判断が難しい。

【事務局】

管理者として、この木を継続して残していくことで地域の方に迷惑をかける可能性があるということで、伐採したい意向は持っている。

【委員】

管理者としては、もし何かあった時に責任を取らなければならない。責任をとれなければ伐採をしてしまうのも致し方ない。

【委員】

指定当時の樹形を保てていない、将来については不明であるが今、この状態では条例施行規則第15条第1項第4号の「はん登性樹木で枝葉の面積が30㎡以上であること」を満たしておらず「健全」ではないと判断される。

【委員】

今回、正光寺のムクロジは現地確認ができなかったため、継続審議として次回審議会で現地確認のうえ判断をしてはどうか。

【委員】

異議なし。

4. 閉会

【事務局】

本日は慎重なご審議をいただき感謝する。次回、保護樹木解除予定地の正光寺の「ムクロジ」については、現地確認のうえ審議をお願いしたい。本日はありがとうございました。

以上。